

日本の学校制度にあうスクールカウンセリングの構築に関する研究

Research on construction of the school counseling system which matches school system in Japan

森 慶輔

(千葉県教育委員会スクールカウンセラー)

Keisuke MORI (School Counselor in Chiba Prefecture)

要 約

1995年より、不登校やいじめといった学校が抱える教育問題を解決するために、文部科学省は公立中学校を中心に臨床心理の専門家をスクールカウンセラーを配置する事業を開始した。配置初年度より10年を経過した現在、スクールカウンセラーは一定の評価を得る一方で、問題点も指摘されている。

本研究では、1995年にはじまったスクールカウンセラー活用調査委託研究事業以降のスクールカウンセリングについて、スクールカウンセラー活用調査委託研究事業報告書やいくつかの事例をもとにスクールカウンセリングの問題点を指摘した。

また、文献によりスクールカウンセリングの内容を概観し、日本の学校制度にあうスクールカウンセリングシステムに関して考察を行った。

キーワード：スクールカウンセリング、スクールカウンセラー、学校心理学、コンサルテーション

1. はじめに

学校における教育問題が騒がれるようになってかなりの年月が経過している。1970年代における「校内暴力」をはじめとする非行問題、1980年代における「いじめ」の問題、1990年代における「不登校」「学級崩壊」の問題と、学校現場ではさまざまな問題行動が頻発し、学校現場の教員はその対応に苦慮してきた。特に不登校やいじめの問題は社会問題としてクローズアップされ、不登校やいじめが発生するのは学校に、教員に問題があるからという声が増しに大きくなった。

こうした現状をふまえ、学校における不登校やいじめなどの問題行動を解決するために導入され

たのがスクールカウンセラー（以下、SC）である。SCは1995年より文部省の「スクールカウンセラー活用調査委託研究事業（以下、SC活用調査研究）」により公立の小中高等学校に配置されるようになった、臨床心理士を中心とした臨床心理学の知識・技能を有する外部の専門家である。

SCは臨床心理の専門の立場から児童生徒や保護者へのカウンセリング、教員へのコンサルテーションなど、従来の学校にはなかったサービスを提供することを期待されていた。学校現場に外部の人間が（非常勤ではあるが）入るということがほとんどなかったため、SC配置当初、学校は相当混乱したようであるが、教員やSC個々の努力もあり、それなりの評価を得るようになってきた。

文部科学省の調査によれば、SC活用調査研究がはじまってからいじめや校内暴力の件数は年々減少し、2003年には今まで増加の一途を辿っていた不登校児童生徒の数が初めて減少に転じている。SCの配置によって、学校は不登校などの学校不適応の問題やいじめなどの問題行動に適切な対応をとるようになりつつあると言えよう。

しかし、熱田(2000)が指摘するように、学校という閉鎖的な環境にSCという外部の教育以外の専門家が入ることに対して、学校関係者、特に教員側の不信感、違和感はまだまだ払拭できていないように感じる。また、それとは逆に、SCに対する過重な期待から生じる不登校児童生徒に関する指導の丸投げなどが生じている学校もあるようである。

本論文では、日本の学校制度にあうスクールカウンセリングシステムの構築に向けて、日本におけるスクールカウンセリングの歴史を概観したのちに、文献や事例をもとに日本におけるスクールカウンセリングの検討課題を明確にすることを試みる。また、その課題を克服するべく、日本型スクールカウンセリングについて検討を試みる。

2. 日本におけるスクールカウンセリングの歴史

村山(1999)などを参考に、1995年以降のスクールカウンセリングの歴史を概観する。

日本において本格的に学校にSCが配置されるようになったのは1995年のことであるが、1960年代より学校での教育相談機能の充実が叫ばれていた。しかし、どのように教育相談を学校教育に導入していくのかという議論がなされず、クリニックモデル(病院臨床のスタイル)をそのまま学校現場に導入しようとしたため、混乱が生じ、失敗に終わっている。

こうした背景を考えると、一部の私立学校には以前よりSCが配置されてはいたが、本格的に配

置されるようになったのは1995年といつてよい。村山は「日本の学校におけるカウンセリングの発展にランドマークをつけるほどに「歴史的な意義のある事業」として評価してよいのである。その意味でこの事業がはじまった1995年を「スクールカウンセラー元年」とよんでよい」と述べている。

1995年からはじまったSC活用調査研究は、児童生徒のいじめや校内暴力などの問題行動、不登校や中途退学などの学校不適応などの対策として、都道府県・政令指定都市の教育委員会が行っている事業である。非常勤の臨床心理士や精神科医、大学教員らが小・中・高校(主に中学校)に週1ないしは2回学校に赴き、悩みを抱える児童生徒や保護者の相談を受けたり、教員へアドバイスを言ったりするものである。1995年度に全国の小・中・高校154校でSC活用調査研究がはじまり、神戸市での児童連続殺傷事件が発生した1997年には1065校まで、約8倍に増えた。その後もSCの派遣は広がり、2001年度からはSC活用調査研究の成果に基づいて2006年度までに全国の公立中学校に臨床心理士を中心としたSCが設置されることとなった。また、さらにこうした制度に加えて市町村単位でも独自にSCを配置するところが現れるようになってきている。

3. 学校の考えるSCの役割

SCに行うことが望まれる業務は各都道府県、市区町村によって若干のちがいはあるものの、以下にあげる4点に集約することができる(千葉県教育委員会, 2003など)。

1つは、児童生徒へのカウンセリングである。学校ではSC配置以前から主に担任による面談がおこなわれていたが、これは生徒指導の一環であり、「指導」の色合いが濃いもので、カウンセリングとはかなり違うものであった。SCに期待されているカウンセリングは、不登校児童生徒などの学校に適應できない子どもに対して、ラポール

を形成し、悩んでいることや困っていることを一緒に考えつつ、学校へ復帰できるように、学校生活に適應できるように援助することであると考えられる。

2つは、保護者へのカウンセリング、コンサルテーションである。児童生徒の不適応行動、問題行動に対してどう接していいか困りはてた保護者が担任に相談に、という光景は以前からあったが、問題が複雑になればなるほど教職員にも手の打ちようがなく、対応ができないというジレンマがあったようである。SCが配置されたことで、保護者は心理面での専門的な助言が得られ、対応のヒントをつかんだり、自分自身のことを見つめ直したりすることができるようになる。学校もそうした対応をSCに期待しているようである。

3つは、教員へのコンサルテーションである。コンサルテーションは山本（2000）によると、コンサルタントがコンサルティに対して、コンサルティの抱えているクライアントの精神衛生に関係した特定の問題をコンサルティの仕事の中でより効果的に解決できるように援助することを指す。スクールカウンセリングの場合、コンサルタントはSCに、コンサルティは教員にあたる。SCは教員の抱えている児童生徒の問題に関して援助、支援をすることで、教員がその問題だけでなく、類似の問題に対しても効果的な対応ができるようになることを目的としてコンサルテーションを行うのである。

4つは、その他の活動であり、児童生徒や保護者に対して心理教育プログラムや講演会などを行ったり、教員に対して研修などを行ったり、広報誌を発行したり、といったものから教育相談体制の構築やチーム援助のコーディネートといったものまで、教育相談に関わるさまざまな事柄が含まれると考えられる。

4. SC活用調査研究報告書によるスクールカウンセリングの問題点

1997年度より2002年度まで行われたSC活用調査研究の報告書（1999；2000；2001）より、スクールカウンセリングの問題点について言及する。

報告書において最も多くあげられている問題点は「SCが配置されなくなった後の継続の問題」である。しかし、2005年度までに全国の公立中学校にSCを配置するという文部科学省の方針が打ち出されているのでこの問題はクリアされていると考えられる。

次に多い問題点は「SC勤務時間の少なさ」である。大半のSCの勤務時間は年間280時間とされており、週1日8時間で年間35週か週2日4時間で年間35週という勤務体系である。学校の規模にもよるが小規模校でない限り、この時間数では児童生徒や保護者からのカウンセリング希望に対して十分に応えられなかったようである。また、特定の曜日、時間の勤務であるため、保護者の希望に沿えなかったSCも多かったようである。

また「SCの学校での位置づけ、役割があいまい」という指摘も多く見られた。現在では多くの学校でSCを生徒指導や教育相談といった校務分掌に位置づけるようになったが、SCの役割は教員によって考え方が異なるためあいまいなままである。ここ数年のSC先駆者による積み重ねにおいて、3節にあげたような役割が示されるようにはなったが、学校側からの明確な指示、要請はあまりなされないのが現実である。そのためどのような活動に重点を置くかをSCが学校の状況や各教員の考え方を考慮しながら試行錯誤していくことになるため、学校側もSCも役割があいまいだと感じるのだろう。

それ以外にも、数は多くなかったが「関係機関（病院や児童相談所など）との連携の難しさ」や「特定の児童生徒や保護者に利用が偏ること」、 「保護者への周知の仕方」なども問題としてあげ

られている。

SC活用調査研究の報告書には以上のような問題点があげられていたが、現在に至るまでそれなりに解決されたものはSCの継続の問題だけであると思われる。ほかの問題点に関してはまだ解決されたとは言えない状況にあるだろう。

5. 現状のスクールカウンセリングの問題点

本節では、筆者が関わったいくつかの事例をもとに、現状のスクールカウンセリングの問題点について言及する。(なお、事例に関してプライバシー保護の観点からケースの概要が変わらない程度に修正を加えた。)

〈事例1〉精神疾患が疑われるケース

クライアント(以下、CI)は高校1年の女子生徒(以下、A)である。入学当初から言動や態度に不審な点があるので面接をしてほしいというAの担任及び養護教諭からの依頼で筆者にまわってきたケースである。

Aは初回面接において、自分は多重人格であるとSCに言い、今までのいろいろなエピソードを語った。また、その後の面接においても多重人格に対する学校の理解のなさを訴えたり、母親や父親と自分との関係を語ったりした。また、担任や養護教諭からSC不在時に学校内で人格が入れ替わったり、リストカットをしたりすることが報告された。

面接を数回行った時点でも、SCにはAが多重人格(DSM-IVにおける解離性同一性障害(Dissociative Identity Disorder (DID)))であるかどうかの判別がつかなかった。カウンセリングを継続している期間中も、リストカットなどの行動化が家庭でも学校でも断続的に見られ、Aの言動や行動をからかいと見なす教員も出始め、SCもこの先どうカウンセリングを進めていけばいいのかわからない状況になったため、Aに精神

科病院での診察を勧めることになった。

AにSCから精神科病院での診察について話すと、Aは治療されるのは嫌だ、と拒否した。また、自分のことを理解してほしい、自分の中にあるすべての人格を尊重してほしいと訴えた。また、後日担任から母親に対しても精神科病院での診察を勧めたが、Aが拒否している、一連の言動はわざとやっていると思う、との理由で精神科病院へのリファーは実現しなかった。

SCはスーパーバイザーからの助言及び学校における生徒指導関係教員らとの協議の末、SCは学校生活への適応(Aは中学時代は別室登校をしていて、集団で行動することに慣れていなかった)を目標にAとカウンセリングを行い、全教員に再度Aに対する対応の仕方をアナウンスすることになった。

Aはその後もSCに対して、本当は学校に来たくない、授業なんて興味ない、など不満を漏らしていたが、多重人格を治療するというにはこだわらずカウンセリングを続けた結果、日を追うにつれ表情も明るくなり、課外活動で福祉施設へボランティアに行くなど学校生活への意欲も見せるようになった。また、リストカットの回数も以前より減少してきた。

現在では継続のカウンセリングは行っていないが、まずまず学校生活を楽しんでいるようである。

〈事例2〉他機関との連携が必要と考えられるケース

CIは高校1年の男子生徒(以下、B)である。たびたび問題行動をおこすので面接をしてほしいという担任及び生徒指導主事からの依頼で筆者にまわってきたケースである。

事前に担任などから知らされた問題行動とは以下のようなものである。①通学途中で顔見知りの大人に頼み、自動車を運転させてもらった(無免許運転で停学処分)。②教員準備室に侵入し、教員の財布から金銭を盗んだ(停学処分)。③学校

内にある公衆電話より警察ヘイタズラ電話をした(嚴重注意処分、警察に謝罪)。^④中学校時代、学校を爆破するという内容の手紙を出そうとした(嚴重注意処分、警察からも注意を受ける)。

初回面接で、SC 年齢より幼い感じ、目線が定まらず落ち着きがない感じをB に対して持った。その後、面接を進めるうちに、B は自分のやったことの意味をあまりよく理解していない、反省の態度を見せているが表面的で、反省の言葉もただ言っているだけという感じを強く持った。初回面接終了後、B の様子より精神医学的診断も必要であると判断し、児童精神科での診察をB の父親に依頼し、父親もそれに同意した。

担当医からの診断書(精神医学的な所見は認められないが、軽度発達障害の可能性は否定できない(ただし、生育史などの情報が不足しているため断定もできない)。心理検査の結果などから、判断能力が年齢相応に発達していない、という内容)とSC の行った初回面接の様子、B の生育環境などの情報を総合した結果、^①家庭のB に対する保護能力が弱く(B が中学在学中に母親が失踪し現在父子家庭の状況。5 人兄弟で、経済的にも困窮している様子である)、また面接の様子や担当医の診断から考えるかぎり、B を学校だけで抱えていくことは困難である、^②このまま停学を解除し、学校へ復帰させてもまた同じようなことを繰り返す可能性は否定できない、^③このまま進級、卒業してもB の将来の生活が見えない、と判断し、福祉的な処遇のため児童相談所、社会福祉施設などとの連携を図る必要性を学校側に説明した。学校側は福祉的な処遇の必要性についてはある程度理解を示した。しかし、学校側はSC に対し、^①無期停学を解除し、休学に措置変更するので意見書を書いてほしい、^②休学期間中、定期的にカウンセリングを行い、B の問題行動の原因となる心理的要因を探り、改善を促してほしい、という2 点を要請した。

SC としては不本意な要請であったが、この要

請を受け入れ、休学措置に必要な意見書を作成し、週1 回の定期的なカウンセリングを行った。カウンセリングを継続して行った結果、両親、特に父親に対する不信感があり、それが問題行動の引き金となっているようにSC には感じられた。SC が父親と面接を行った際にB のカウンセリングの様子を伝え、父親はB に対する自分の態度が厳しいことを認めたが、それはB に対する期待の現れであるとし、B に対する接し方を変えようという姿勢は見られなかった。

B は休学期間中も窃盗や家出などを散発的に繰り返した。また父親のB に対する態度も以前と変化は見られなかった。休学期間終了の直前に学校側と父親が話し合いをもち、結局B は自主退学処分となった。

〈事例3〉学校の対応に問題があると考えられるケース

CI は中学3 年の女子生徒(以下、C)である。C は児童養護施設に入所している生徒で、学級で対人関係がうまく築けない状態であった。中学校では相談室登校は、今まで不登校だった生徒など“特別な”生徒にのみ認めていたため、C は相談室登校が認められず、校内を徘徊する日々が続いていた。

SC はC と廊下などで接触するうちにいろいろな話をするようになったが、C は言葉では表現しないものの、自分はいつも1 人で孤独であるというメッセージをぶつけてくるようになった。SC は、C が小学校では特殊学級に在籍していたこと、両親が養育困難なため幼少期より施設で生活していることなどから、相談室登校を認めることで少しでもC の心の安定がはかれたほうがよいと担任などに助言したが、なかなか理解されなかった。

しかし事態はいつこうによくならず、校内を徘徊するよりは、ということで次第に相談室登校が認められるようになった。

しかし、学校側は相談室登校を学級復帰へのス

トップとしてとらえていたため、相談室登校の生徒にも学級での授業や学級活動への参加、相談室での学習を強く勧めたため、Cは反発し、登校しない日が多くなった。ある日、Cは遅刻しながらも登校してきたが、本人の気持ちは考慮されず、「(相談室登校は)Cのわがままであり、がんばれば学級で生活できるはずだ」と学級への復帰を強く促されたため、置き手紙をして早退してしまった。置き手紙には「先生たちは全然わかってくれない」と書かれていた。SCは再度Cの気持ちを尊重した関わり方が必要であると担任に助言したが、担任は「相談室登校はCのわがままであり、他の生徒に対して示しが見つからない」、「Cが教室に入らないのであれば学校に登校しなくても仕方ない」という姿勢であった。

Cはその日を境にして、以前よりも学校に来なくなり、施設の担当の話では引きこもりのようになり、ふさぎこんでいるとのことであった。

事例1及び2、3から、現状のスクールカウンセリングには2つの大きな問題点があるように思われる。

1つは、事例1や事例2のように、スクールカウンセリングでは本来カウンセリングの対象でないケースにもある程度関わらなければならないということである。

学校は教育機関である。よって統合失調症などの精神疾患や虐待などの福祉的問題、許容範囲を超えた問題行動などの反社会的問題、触法行為は本来はスクールカウンセリングの対象外である。しかし、精神科や心療内科などの医療に繋げることができたとしても、また児童相談所などの福祉に繋ぐことができたとしても、警察などに補導、逮捕されたとしても、その当事者である児童生徒は基本的には学校に通学してくるわけであり、学校に適応して生活していくための援助は必要である。また、そういった外部機関に繋ぐことができないケースもかなりあり、その場合は学校に適応

して生活していくための援助だけでなく、繋ぐ努力も必要となる。スクールカウンセリングでは統合失調症や心的外傷後ストレス障害(PTSD)などの精神疾患への対応から進路相談や恋愛相談まであらゆる相談を受けることになる。よって、扱う問題の範囲を限定してカウンセリング活動をすることはほぼ不可能であり、これがSCに混乱を生じさせる要因となると考えられる。

もう1つは、事例3に見られるSCの守備範囲の問題である。

児童生徒の学校不適応や問題行動の原因は本人の心理的問題だけでなく、学校にも問題があることが多い。ところが、カウンセリングは当事者のこころの問題を扱う営みであるため、SCの関わりは児童生徒のこころの問題に焦点を定めることが多くなり、学校の抱える問題に焦点を当てることは少ない。また、学校の対応に問題があっても、SCがそれを問題と定め、介入していくのは本来のカウンセリングとはかけ離れた活動となるため、なかなか踏み込めないのが実情であろう。こうした状況を、門田(2002)や山下(2003)は、学校の問題点を不問に付すスクールカウンセリングは、現行の学校制度を存続させるための対処療法にすぎないと厳しく指摘し、批判している。

また、学校だけでなく家庭に問題があると思われる場合も、SCがそれに介入することは難しいと思われる。児童生徒のカウンセリングにおいて家族の問題が表面化しても、その保護者がカウンセリングを望まない限りは、その家庭には踏み込めないのである。

6. 日本型SCの役割についての考察

第2節より第5節において、1997年以降の日本におけるスクールカウンセリングの問題点とSCの役割について言及した。これをふまえ、本節では日本の学校制度にあうSC、つまり日本型SCの役割について考察を図る。

アメリカスクールカウンセラー協会（以下、ASCA）による「役割声明」では、「カウンセリング」「コンサルテーション」「コーディネーション」の3点がアメリカにおけるSCの業務であるとされる（ダリル・ヤギ、1998による）。「カウンセリング」は、個人対個人のカウンセリングだけでなく、グループカウンセリングや集団に対するガイダンスといったものをも含む幅広いものを指している。「コンサルテーション」は教員や保護者が児童生徒への援助をいかに効果的に行うかということについて研修などを通して援助することを指している。「コーディネーション」は児童生徒への援助・教育プログラムや関連するサービス活動を組織、管理、運営することを指している。

この「役割声明」をふまえ、石隈（1996；1999）や黒沢（2000）らが独自の日本型SCの役割について提示している。

石隈（前掲）は学校心理学の立場からSCを専門ヘルパー（心理教育的援助サービスを主な仕事として、専門的に行う人）にとらえている。また、日本型SCの役割として「心理教育アセスメント」「カウンセリングや学習・発達援助」「教員・保護者へのコンサルテーション」「学校組織へのコンサルテーション」の4点をあげている。

この役割の特徴は、アセスメントを独立した役割と見なして重視していることである。これは、特別支援教育などもSCの活動範囲に含むものとしていることによると考えられる。

黒沢（前掲）は、SCを児童生徒、保護者、教員の関係性をつなぐものとしてとらえている。また、日本型SCの役割として学校コミュニティ援助サービス活動の五本柱を提唱している。

黒沢のいう五本柱とは「狭義の相談活動（教育相談、カウンセリング・ガイダンス）」「コンサルテーション」「心理教育プログラム」「危機介入／緊急対応」「システム構築」のことであり、この役割の特徴は心理教育プログラムの計画、実施を独立した役割と見なして重視していることである。

別の言い方をすれば、いわゆる「育てるカウンセリング（國分、1997など）」を重視していることである。また、危機介入やシステム構築など積極的な活動を重視している点も特徴であろう。

さて、ここまでASCA、石隈、黒沢のSCの役割について見てきたが、これらを参考に日本型SCの役割について、日本型スクールカウンセリングについて私論を展開したい。

まず日本型スクールカウンセリングを考える上で考慮しなければならないことは、小中学校及び高等学校において、教員が教科指導だけでなく生徒指導も行う担任制度が採用されているということである。

アメリカの場合、教員は教科指導を行う専門職であり、カリキュラム作成の補助や学校生活全般のサポートはSCが行い、児童生徒の心理社会的な問題についてはスクールサイコロジスト（以下、SP）やスクールソーシャルワーカー（以下、SW）が対応している。日本の場合、児童生徒1人1人について担任が受け持ちの児童生徒の学習面だけでなく生活面においてもある程度面倒を見るという形になっている。そのため、生徒指導は教員の重要な業務の1つであると一般に考えられている。よって、日本型SCはアメリカのSCとはその性質、役割とも異なる必要がある。

こうした学校文化の違いを考慮しつつ、またSCが限られた短い時間のなかで活動しなければならないという現状を考慮しつつ、日本型SCの役割を考えると、次の4点が重要であると言える。

1つは、日本型SCの役割は教員の、学校のサポーターであり、学校組織に属するものの、教員とは違った角度で児童生徒に、保護者に関わるということである。SCという教員とは違った、外部の専門職者が学校にいるという視点をSCが持ち続けることが日本の場合非常に重要である（村山、前掲など）。

2つは、日本型SCは教員へのコンサルテーションを児童生徒への間接的な援助活動として有効に

機能させるために、まずはシステム構築に力を入れることが大切であろう。

3つは、日本型SCはSPやSWの視点を取り入れた活動を行っていく必要があるということである。カウンセリングやコンサルテーションだけで解決できるとは限らない問題も学校は多く抱えている。それをよい方向へ導いていくには、外部機関との連携など、SWの視点、手法が非常に参考になる。SCもSWの視点を取り入れることが重要である。

4つは、児童生徒が学校生活を楽しく、有意義に送れるように援助することを第1に考え、いろいろな相談に適切に応じることが重要である。

また日本型スクールカウンセリングの内容については、「教育相談、カウンセリング・ガイダンスなどの児童生徒、保護者への直接・間接の相談活動」「教員へのコンサルテーションの実施とそのためのシステム構築」「緊急時の危機介入／早期対応」の3つが核となると考えられる。

その中でも、コンサルテーションを機能させるためのシステム構築はまずはじめに取り組む必要がある。複雑化する児童生徒の問題に対応して行くには、チーム援助(石隈・田村, 2003)を実践していくことが必要である。そのためのコーディネーターとしてSCが機能することが重要なのであり、また、教員のSCへのニーズを把握するための活動(黒沢・森・有本, 2001など)も重要であると考えられる。

その上で、直接の相談活動を実施し、また、ちょっとした通信物の発行などを通じた心理教育的な試みなど、間接的相談活動も行っていくことが効果的である。

危機介入、緊急対応は近年重視されてきているが、そういった知識や技能をもっているSCはまだまだまだ少ないと言わざるを得ない状況である。しかし、昨今の状況を見る限り、この部分は今後ますます重要になることが予想される。

7. 最後に

2005年度には全国の公立中学校にSCが配置される。しかし、日本の学校にSCが本格的に配置されるようになってまだ10年であり、SCの役割も活動内容もコンセンサスが得られているとは言えない状況である。今後、こうした研究が積み重ねられ、よりよい日本型スクールカウンセリングが実現することを願っている。

また、本稿ではふれていないが、児童生徒とのカウンセリングをとおして感じるのは、児童生徒の生きづらさの訴えが非常に多いことである。なかなか自分から表現するのが難しい問題ではあるが、いろいろな問題行動の背景には現代社会の生きづらさがあるように感じられてならない(伊藤, 1999; 2003など)。この問題については別の機会に論じたいと思う。

引用文献

- 熱田ゆり 2000 アメリカにおけるスクールカウンセリング 教育臨床心理学研究(北海道大学大学院教育学研究科), 1, 51-68.
- 千葉県教育委員会 2003 スクールカウンセラー取扱要綱
- ダリル・ヤギ(上林靖子監修) 1998 スクールカウンセリング入門-アメリカの現状に学ぶ- 勁草書房
- 石隈利紀 1996 学校心理学に基づく学校カウンセリングとは カウンセリング研究, 29, 226-239.
- 石隈利紀 1999 学校心理学-教師・スクールカウンセラー・保護者のチームによる心理教育的援助サービス 誠信書房
- 石隈利紀、田村節子 2003 石隈・田村式援助シートによるチーム援助入門 学校心理学・実践編 図書文化社
- 伊藤隆二 1999 人間形成の臨床教育心理学研究-「臨床の知」と事例研究を主題として 風間書房
- 伊藤隆二 2003 問主観カウンセリング-「どう生きるか」を主題に 駿河台出版社

- 門田光司 2002 学校ソーシャルワーク入門 太洋社
- 国分康孝編 1997 子どものこころを育てるカウンセリング（シリーズ「育てる」学校カウンセリング〈1〉） 学事出版
- 黒沢幸子 2000 スクールカウンセリング活動の五本柱 村山正治編 臨床心理士によるスクールカウンセラー 実際と展望（[現代のエスプリ] 別冊） 至文堂, pp.89-99.
- 文部省編 1999 中等教育資料1999年11月臨時増刊 [特集] 平成9・10年度 スクールカウンセラー活用調査研究委託研究集録 大日本図書
- 文部省編 2000 中等教育資料2000年8月臨時増刊 [特集] 平成10・11年度 スクールカウンセラー活用調査研究委託研究集録 大日本図書
- 文部省編 2001 中等教育資料2001年8月臨時増刊 [特集] 平成11・12年度及び12年度 スクールカウンセラー活用調査研究委託研究集録 大日本図書
- 村山正治 1999 スクールカウンセラーの現状と課題 学習評価研究, 36 (http://www.netty.ne.jp/csl/CSLJNL_37SCGK1.htmlに掲載)
- 沢宮容子 1999 学校心理学とスクールカウンセラー 小林正幸編 実践入門教育カウンセリング 川島書店, pp.23-31.
- 鈴木敏城 1999 学校教育相談 小林正幸編 実践入門教育カウンセリング 川島書店, pp.31-43.
- 山本和郎 2000 危機介入とコンサルテーション ミネルヴァ書房
- 山下英三郎 2003 スクールソーシャルワーカー学校における新たな子ども支援システムー 学苑社

Research on construction of the school counseling system which matches school system in Japan

Keisuke MORI (School Counselor in Chiba Prefecture)

ABSTRACT

Since 1995, in order to solve the educational problems such as school refusal and bullying, the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology started the supporting program which arranges the specialist of clinical psychology as a school counselor at mainly public junior high schools. For ten years, school counselors get good evaluation to some extent, however some problems are pointed out at same time.

In this research, some problems of school counseling based on research reports of a school counselor's practical use from 1995 or some case-reports about the school counseling were pointed out.

Moreover, the contents of school counseling were surveyed with research references and the school counseling system which matches school system in Japan was considered.

KEYWORDS : School counseling, School counselor, School psychology, Consultaion.